

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 5年 9月 (変更)

稲敷市

目 次

稲敷市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
	[個別経営体]	
	・ 水稲＋飼料用米	4
	・ 水稲＋普通作	5
	・ 水稲＋飼料用米＋露地野菜	6
	・ 露地野菜＋水稲	7
	・ 露地野菜	8
	・ 施設野菜①＋水稲	9
	・ 施設野菜②＋水稲	10
	・ 施設野菜③＋水稲	11
	・ 施設＋露地野菜（果菜類）	12
	・ 施設＋露地野菜（葉菜類）	13
	・ 酪農	14
	・ 肉用牛	15
	・ 養豚	16
	・ 果樹①＋水稲	17
	・ 果樹②＋水稲	18
	・ 花き（鉢物）	19
	・ 花き（切花）	20
	[組織経営体]	
	・ 水稲＋普通作＋作業受託	21
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	23
	・ 水稲＋飼料用米	23
	・ 水稲＋普通作	24
	・ 露地野菜	25
	・ 施設野菜	28
	・ 果樹	30
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	32

第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	34
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	34
2	農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	34
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	35
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	35
2	利用権設定等促進事業（旧基盤強化法に規定する農用地について利用権の設定等を促進する事業）に関する事項	36
3	農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項	41
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	41
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	44
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	44
第6	その他	45
別紙1	（第5の2（1）⑥関係）	46
別紙2	（第5の2（2）関係）	47

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 稲敷市は、茨城県の東南部に位置し、さらには首都東京から約 60km 圏内の距離に位置している。また北東には霞ヶ浦、南には利根川、さらに市中央部を一級河川の小野川や新利根川等が流れており、水に恵まれた平坦な地形が広がっていることから、米や麦などの水田を利用した土地利用型の農業が営まれてきた。また、霞ヶ浦周辺の干拓地を中心にレンコンの生産が盛んに行われており、市北西部の台地では南瓜などの生産も行われている。

しかしながら、近年における全国的な米消費量の減少、さらには消費者ニーズの多様化や輸入農産物の増大による価格低迷など、社会経済情勢が著しく変化していることに加えて、農業従事者の高齢化や離農者の増加、また耕作放棄地の増大等、地域農業は厳しい状況にある。

これらを踏まえ、本市の農業の持続的な成長を実現していくためには、農業者各々が明確な目標を掲げ、作業の効率化、生産性や付加価値の向上、販路の開拓など、多種多様な選択肢の中から必要なものを選択し、目標の実現に向けて努力することが重要であり、そのような農業者を育成し確保していくため、市は関係機関と連携し必要な措置を講じていく。

2 稲敷市の農業構造については、近年の農産物の価格低迷や台風等による自然災害の影響と高齢化が重なって、離農（リタイヤ）する農業者が急激に増えており、担い手の確保・育成における問題はこれまでの農業従事者の高齢化や後継者不足が進行するだけでなく、農業従事者数（農家戸数）自体が減少するといった深刻な状況になっている。

当市の基幹産業である農業が、今後も永続的に発展していくためには、儲かる農業の実現に向けた取り組みが必要であり、効率的かつ安定的な農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その目標に向けて経営改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用の集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に実施していく必要がある。

さらには、このような農業生産の基盤となる優良農地の確保を図るため、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努め、農地が持つ環境保全の機能を十分に発揮できるよう、潤いのある当市の農業の発展を図るものとする。

3 このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

このため市は、効率的かつ安定的な農業経営を実現するための農業構造を確立することが重要であることから、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じ、地域農業の維持・発展のために必要となる多様な担い手像を明確にして確保することにより、当市農業の持続的な発展を目指すものとする。

具体的には、他産業従事者と同水準の労働時間と生涯所得を確保することができる農業経営の目標を次のとおりとし、このような農業経営が、地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間	以内
年間農業所得	主たる従事者1人当たり	580万円	以上

4 新たに自ら農業経営を始めようとする青年等に対しては、就農から定着までのきめ細やかな支援を行い、着実に農業者の確保を目指す。その上で、新規就農者等が経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標水準は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、次のとおりとする。また、今後も本市農業の振興を図るうえで、独立・自営を目指す新規就農者を年間10名確保することを目標とする。

年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間	以内
年間農業所得	主たる従事者1人当たり	250万円	以上

5 稲敷市は、関係機関（農政課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県、農地中間管理機構等）と協力し、人と農地の問題解決に向けた取り組みを強化していく。まずは営農意向調査や一筆調査により、地域農業の現状を把握し、農地利用状況の地図化を図り、関係者による話し合いを行うことで「地域計画」の策定及び推進に取り組み、地域における将来の農業のあり方やそれを担う経営体を明確にし、農地利用の効率化・高度化による力強い農業構造を構築する。あわせて、対象とする担い手に対しては、農地の耕作条件の改善、ICT等の先端技術を含めた機械・施設の整備、加工等による付加価値の向上、販路拡大など、儲かる農業の実現に必要な支援策を一体的に展開する。

具体的には、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、農業協同組合、農業委員会、地域農業改良普及センター等が十分に連携し、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して稲敷市地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、「茨城モデル水稲メガファーム育成事業」による集積・集約化の経験を生かして、農地中間管理事業等の積極的な活用を促進し、農業委員会などとの連携により農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて農地の集積・集約化を積極的に支援する。

また、これらの農地の流動化に関しては、農地中間管理機構を中核的な事業体と位置づけ、地域ごとの農用地の利用実態に配慮した担い手への集積・集約化が進むよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、「地域計画」の策定及び推進を手段の一つとして地域での話し合いと合意形成を促進し、地域の担い手となる経営体の設定および集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するよう指導、助言を行う。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、大規模水田経営の担い手育成や稲作を軸とした複合経営など、集約的な経営展開を助長するため、地域農業改良普及センター等と連携し、既存施設園芸の作型及び品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、生

産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請（「家族経営協定」を含む。）の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家及び生きがい農業を行う高齢農家、土地持ちの非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地の利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、稲敷市が主体となって、関係機関や関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地理的・社会的条件や営農の実態等に応じ、認定農業者をはじめとする地域農業の中心的な担い手に加え、集落営農組織や農業法人などの意欲ある多様な担い手、また、新たな農業経営を営もうとする青年等においては、早期の経営安定に向けた施策が集中的に講じられるよう青年等就農計画認定制度の普及を図るとともに、地域の実情に応じて他の農業者との調和に配慮しながら企業等が農業へ参入することも十分検討し、支援する。

- 6 稲敷市は、稲敷市地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者・生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を地域農業改良普及センターの協力を受けて行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に稲敷市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、稲敷市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体] 農業経営の基本的指標 [水稻+飼料用米]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 飼料用米	<p>[経営面積]</p> <p>水田 3,000a (うち借地 2,700a)</p> <p>[作付面積]</p> <p>水稻(主食用米) 1,800a 水稻(飼料用米) 1,200a</p> <p>[農業労働力]</p> <p>基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人</p>	<p>[経営の特徴]</p> <p>・農地の集積による大規模普通作経営</p> <p>[主な資本装備]</p> <p>トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 1台 自脱型コンバイン6条刈 1台 乾燥機50石 3基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台</p> <p>[土地利用・技術等]</p> <p>農地中間管理事業による農地集積を図る</p>	<p>・作業分散を考慮した品種別作付計画を作成する。</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・計画的な農機具、施設の整備を行う。</p> <p>・さらなる規模拡大に向けて法人化を進め、経営基盤の強化を図る。</p>	<p>・臨時雇用労働力を確保するとともに、雇用条件を整備し、常時雇用導入を図る</p> <p>・計画的な休日の導入</p>

農業経営の基本的指標 [水稲+普通作]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 普通作物	[経営面積] 2,000a (うち借地 1,700a) [作付面積] 水稲 1,400a 麦類 600a 大豆 600a [作業受託] 水稲 800a (一貫作業) [農業労働力] 基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人	[経営の特徴] ・借地及び作業受託による大規模経営 [主な資本装備] トラクター (60ps) 1台 自脱コンバイン (4条) 1台 汎用コンバイン (共同) 1台 高速施肥田植機 (6条) 1台 大豆選別機 1台 汎用乾燥機 (60石) 1台 トラック 1台 [土地利用・技術等] ・水稲、麦、大豆はブロックローテーションを図る。 ・堆肥施用等による土づくり ・水稲、麦類の乾燥、調整は一部ライスセンターを活用する。 ・耕地はおおむね団地化を図る。	・貸し主との良好な安定的賃借関係の維持。 ・作業計画表に基づく管理、複式簿記の記帳と予算執行のチェック。 ・青色申告の実施 ・中間管理事業を活用した規模拡大等による低コスト化、過剰投資の防止。	・家族経営協定に基づく就業環境の整備 ・計画的な休日の導入

農業経営の基本的指標 [水稲+飼料用米+露地野菜]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 飼料用米 + 露地野菜 (ねぎ又は ブロッコ リー)	[経営面積] 水田 2,200a (うち借地 1,700a) [作付面積] 水稲 1,200a 飼料用米 1,000a ねぎ秋冬どり 30a (ブロッコリー30a) [農業労働力] 基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人	[経営の特徴] ・水稲との複合作目としてねぎを作付し、労働の年間活用を図る。 ・借地及び作業受託による大規模経営 [主な資本装備] トラクター (60ps) 1台 トラクター (40ps) 1台 高速施肥田植機 (6条) 1台 自脱型コンバイン (5条) 1台 乾燥機 (50石) 1台 ブームスプレアー (共同) 1台 軽トラック 1台 [土地利用・技術等] ・消費者のニーズにあった品種の導入、先進技術の開発と利活用に努め、高品質・安定生産に努める。	・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費の削減を図る。 ・減化学肥料及び減農薬に取り組み、エコ農業の実践を図る。 ・中間管理事業を活用した農地集積の実施。 ・農繁期のピークを少なくするため、作業分散を考慮した作付け計画を作成する。 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく就業環境の整備。 ・農繁期における臨時の雇用従事者の確保 ・計画的な休日の導入

農業経営の基本的指標 [露地野菜（基幹）+水稲]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 (レンコン) + 水稲	[経営面積] 水田 600a (うち借地 500a) [作付面積] レンコン(早生) 100a レンコン(中晩) 200a 水稲 300a [農業労働力] 基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用者 1人	[経営の特徴] ・レンコンを基幹とした水稲との複合経営 [主な資本装備] トラクター(30ps) 1台 田植機(5条) 1台 コンバイン(2条) 1台 レンコン掘取機 1台 洗浄機 1台 耕転機 1台 動力噴霧器 1台 トラック(軽) 1台 [土地利用・技術等] ・堆肥利用、土壌改良剤による土づくり ・優良品種の導入による収量、品質の向上 ・環境にやさしいレンコン生産のため、減窒素栽培や農業散布回数の削減を行う。	・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費の削減を図る。 ・減化学肥料及び減農薬に取り組み、エコ農業の実践を図る。 ・水稲部門は過剰投資になりやすいため、作業委託やライスセンター、カントリーの活用を図る。 ・青色申告の実施 ・先進技術、研修会等に参加し、技術の向上に努める。	・農繁期における臨時雇用者の確保や集出荷施設の利用による労働時間の削減 ・農業労働の役割分担を行い、効率的に作業を進める。 ・家族経営協定に基づく就業環境の整備 ・計画的な休日の導入

農業経営の基本的指標 [露地野菜]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>露地野菜 (レンコン)</p>	<p>[経営面積] 水田 400a (うち借地 300a)</p> <p>[作付面積] レンコン(早生) 200a レンコン(中晩) 200a</p> <p>[農業労働力] 基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用者 1人</p>	<p>[経営の特徴] ・レンコンの周年出荷による専作経営</p> <p>[主な資本装備] レンコン掘取機 1台 洗浄機 1台 耕転機 1台 動力噴霧器 1台 トラック(軽) 1台</p> <p>[土地利用・技術等] ・堆肥利用、土壌改良剤による土づくり</p> <p>・優良品種の導入による収量、品質の向上</p> <p>・環境にやさしいレンコン生産のため、減窒素栽培や農業散布回数の削減を行う。</p>	<p>・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費の削減を図る。</p> <p>・減化学肥料及び減農薬に取り組み、エコ農業の実践を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・先進技術、研修会等に参加し、技術の向上に努める。</p>	<p>・農繁期における臨時雇用者の確保や集出荷施設の利用による労働時間の削減</p> <p>・農業労働の役割分担を行い、効率的に作業を進める。</p> <p>・家族経営協定に基づく就業環境の整備</p> <p>・計画的な休日の導入</p>

農業経営の基本的指標 [施設野菜①+水稲]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 (促成ナス) + 水稲	<p>[経営面積]</p> <p>水田 300a 畑 20a</p> <p>[作付面積]</p> <p>促成ナス 20a (簡易鉄骨ハウス) 水稲 300a</p> <p>[農業労働力]</p> <p>基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人</p>	<p>[経営の特徴]</p> <p>・促成ナスを取り入れ、労働力の年間活用を目指した施設野菜経営</p> <p>[主な資本装備]</p> <p>トラクター (30ps) 1台 田植機 (5条) 1台 フロントローダー 1台 コンバイン (3条) 1台 動力噴霧器 1台 簡易鉄骨ハウス 2,000㎡ マルチャー 1台 暖房機 2台 作業場 1棟 トラック 1台</p> <p>[土地利用・技術等]</p> <p>・ナスは簡易鉄骨ハウスによる長期どり栽培</p>	<p>・系統販売を中心に、戦略的なマーケティングを展開</p> <p>・水稲部門は過剰投資になりやすいため、作業委託やライスセンター、カントリーによるコスト削減</p> <p>・選別、規格等の簡素化を進め、労力や経費の削減を図る。</p> <p>・複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・先進技術、研修会等に参加し、技術及び資質向上に努める。</p>	<p>・農繁期における臨時雇用者の確保や集出荷施設の利用による労働時間の削減</p> <p>・家族経営協定に基づく就業環境の整備</p> <p>・計画的な休日の導入</p>

農業経営の基本的指標 [施設野菜②+水稲]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>施設野菜 (促成トマト) + 水稲</p>	<p>[経営面積] 水田 300a 畑 30a</p> <p>[作付面積] 促成トマト 30a (簡易鉄骨ハウス) 水稲 300a</p> <p>[農業労働力] 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人</p>	<p>[経営の特徴] ・促成トマトを取り入れ、労働力の年間活用を目指した施設野菜経営</p> <p>[主な資本装備] トラクター (30ps) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台 フロントローダー 1台 動力噴霧器 1台 簡易鉄骨ハウス 3,000㎡ 暖房機 3台 作業場 1棟 トラック 1台</p> <p>[土地利用・技術等] ・トマトは簡易鉄骨ハウスによる長期どり栽培</p>	<p>・系統販売を中心に、戦略的なマーケティングを展開</p> <p>・選別、規格等の簡素化を進め、労力や経費の削減を図る。</p> <p>・先進技術、研修会等に参加し、技術及び資質向上に努める。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・農繁期における臨時雇用者の確保や集出荷施設の利用による労働時間の削減</p> <p>・家族経営協定に基づく就業環境の整備</p> <p>・計画的な休日の導入</p>

農業経営の基本的指標 [施設野菜③+水稲]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 (いちご) + 水稲	[経営面積] 水田 300a 畑 40a [作付面積] イチゴ 40a (パイプハウス) 水稲 300a [農業労働力] 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人	[経営の特徴] ・イチゴを取り入れ、労働力の年間活用を目指した施設野菜経営 [主な資本装備] トラクター (30ps) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台 フロントローダー 1台 動力噴霧器 1台 パイプハウス 4,000㎡ 暖房機 4台 作業場 1棟 トラック 1台 [土地利用・技術等] ・イチゴは、夜冷育苗、ポット育苗、融離ベット育苗等の早出し技術の導入	・系統販売を中心に、戦略的なマーケティングを展開 ・選別、規格等の簡素化を進め、労力や経費の削減を図る。 ・先進技術、研修会等に参加し、技術及び資質向上に努める。 ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用者の確保や集出荷施設の利用による労働時間の削減 ・家族経営協定に基づく就業環境の整備 ・計画的な休日の導入

農業経営の基本的指標 [施設＋露地野菜（果菜類）]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 ＋ 露地野菜 (かぼちゃ)	[経営面積] 畑 200a (うちパイプハウス 20a) [作付面積] 半促成かぼちゃ 120a (パイプハウス 20a) (露地トンネル 120a) 抑成かぼちゃ 80a [農業労働力] 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人	[経営の特徴] ・施設と露地畑を活用し た野菜の専作経営 [主な資本装備] パイプハウス 2,000 m ² トンネル 10,000 m ² トラクター (40ps) 1台 マルチャー 1台 管理機 (5ps) 1台 動力噴霧器 1台 洗浄機 1台 作業場 1棟 トラック 1台 [土地利用・技術等] ・イネ科作物 (緑肥) を 導入した輪作体系	・農繁期のピーク を少なくするた め、作業分散を考 慮した作付け計画 を作成し、効率的 な作業に努める。 ・系統販売による 戦略的な販売 ・農機具、施設の 耐用年数以上の使 用による減価償却 費の削減を図る。 ・青色申告の実施	・農繁期における 臨時雇用者の確保 や集出荷施設の利 用による労働時間 の削減 ・家族経営協定に 基づく就業環境の 整備 ・計画的な休日の 導入

農業経営の基本的指標 [施設＋露地野菜（葉菜類）]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 ＋ 露地野菜 (ホウレン ソウ等)	<p>[経営面積]</p> <p>畑 150a (うちパイプハウス 40a)</p> <p>[作付面積]</p> <p>・ホウレン草 (パイプハウス) 20a×6回転 (露地トンネル) 60a×3回転</p> <p>・水菜 (パイプハウス) 20a×6回転</p> <p>[農業労働力]</p> <p>基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人</p>	<p>[経営の特徴]</p> <p>・施設と露地畑を活用した葉菜類を中心とした経営。</p> <p>[主な資本装備]</p> <p>パイプハウス 4,000 m² トンネル 6,000 m² トラクター (30ps) 1台 管理機 (5ps) 1台 動力噴霧器 1台 マルチャー 1台 袋づめ機械 2台 調整機械 2台 作業場 1棟 予冷库 (2坪) 1基 トラック 1台</p> <p>[土地利用・技術等]</p> <p>・イネ科作物 (緑肥) を導入した輪作体系</p>	<p>・系統販売による戦略的な販売</p> <p>・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費の削減を図る。・周年出荷による経営安定</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。</p> <p>・家族経営協定に基づく就業環境の整備</p> <p>・計画的な休日の導入</p>

農業経営の基本的指標 [酪農]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	<p>[経営面積]</p> <p>普通畑 300a (うち借地 100a)</p> <p>[飼養規模・作付面積]</p> <p>総飼養頭数 60頭 うち経産牛 40頭 うち育成牛 20頭 飼料畑 300a</p> <p>[農業労働力]</p> <p>基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人</p>	<p>[経営の特徴]</p> <p>・経産牛1頭当たり産乳量8,200kgと高い能力を持つ牛を飼養する。</p> <p>・購入飼料を少なくし、飼料の自給率を高める。</p> <p>・機械類の共同利用により、固定費低減に努める。</p> <p>[主な資本装備]</p> <p>搾乳牛舎 350㎡ 育成牛舎 40㎡ 堆肥舎 90㎡ トラクター 1台 パイプラインミルクカー 1式 バルククーラー 1式 ・ロールベアラ (3～5戸共同) 1台 ・フォレージハーベスタ (3～5戸共同) 1台</p> <p>[土地利用・技術等]</p> <p>・良質の自給飼料の確保</p> <p>・飼料自給率40%確保のため、とうもろこしとイタリアングラスを作付</p>	<p>・計画的な飼養管理と繁殖管理の徹底</p> <p>・高い産乳量を維持するために、個体管理を十分に行う。</p> <p>・土壌検査に基づく適正な施肥管理の実施</p> <p>・良質堆肥の生産</p> <p>・耕種農家と連携した堆肥流通の促進</p> <p>・良質自給粗飼料(WCS含)の安定生産</p>	<p>・ヘルパー制度を活用した労働の軽減</p> <p>・家族経営協定に基づく就業環境の整備</p>

農業経営の基本的指標 [肉用牛]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛	<p>[経営面積]</p> <p>水田 200a 普通畑 50a (うち借地 50a)</p> <p>[飼養規模・作付面積]</p> <p>飼養頭数(成雌牛) 24頭 飼料用米 100a WCS用稲 100a 飼料用トウモロコシ 30a イタリアライグラス 20a</p> <p>[農業労働力]</p> <p>基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人 臨時雇用者 0.5人</p>	<p>[経営の特徴]</p> <p>・肉用牛繁殖に耕種部門を組み合わせた耕畜複合経営。</p> <p>[主な資本装備]</p> <p>畜舎 232 m² パドック 112 m² 堆肥舎 54 m² トラクター 1/3台 コンプレクター 1/5台 コンハーベスター 1/5台 ライムソー 1/5台 マニュアルレタター 1/10台 田植機4条 1台</p> <p>[土地利用・技術等]</p> <p>・飼料作物を作付して有効利用を図る。</p>	<p>・高い繁殖管理技術を身につけ、事故率2%以内に抑えて、1年1産を目指す。</p> <p>・飼料作物の基幹作業は、共同機械を利用して、減価償却費の削減を図る。</p> <p>・水稻の収穫から調整作業は委託する。</p>	<p>・ヘルパーまたは臨時雇用を導入し、他産業並みの労働時間の実現を図る。</p>

農業経営の基本的指標 [養豚]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>養豚</p>	<p>[飼養規模]</p> <p>飼養頭数 (種雌豚) 100 頭</p> <p>種雄豚 5 頭</p> <p>子豚 380 頭</p> <p>肉豚 725 頭</p> <p>[農業労働力]</p> <p>基幹的専従者 2 人</p>	<p>[経営の特徴]</p> <p>・高い生産効率を保つため、飼養規模は家族労働を基準に適正規模の範囲とする。</p> <p>[主な資本装備]</p> <p>種雄・交配・育成舎 225.5 m²</p> <p>妊娠豚舎 210.8 m²</p> <p>分別・子豚舎 337.0 m²</p> <p>肉豚舎 781.3 m²</p> <p>自動給餌システム 5 基</p> <p>飼料タンク 7 基</p> <p>除ふん装置 5 基</p> <p>トラック 2t 1 台</p> <p>糞尿処理施設</p> <p>堆肥舎・貯留槽・活性汚泥槽・土壌蒸散槽・発酵槽など</p> <p>[土地利用・技術等]</p> <p>・優良種豚を定期的に導入する。</p>	<p>・高い肥育管理技術を身につけ、事故率 2%以内に抑えるように努める。</p> <p>・飼料用米の導入等、新たな付加価値の創出を図る。</p> <p>・飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底する。</p>	<p>・ヘルパーまたは臨時雇用を導入し、他産業並みの労働時間の実現を図る。</p>

農業経営の基本的指標 [果樹①+水稲]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>果樹① (イチジク ・ブルーベ リー) + 水稲</p>	<p>[経営面積] 畑 40a 水田 500a (うち借地 300a)</p> <p>[作付面積] イチジク 20a (パイプハウス) ブルーベリー 20a 水稲 500a</p> <p>[農業労働力] 基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>[経営の特徴] ・イチジク・ブルーベ リーの栽培を取り入れた 水稲との複合経営</p> <p>[資本装備] トラクター (30ps) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (40石) 1台 動力噴霧器 1台 パイプハウス 2,000 m² トラック 1台 予冷庫 (1.5坪) 1基</p> <p>[土地利用・技術等] ・適正な栽培管理 (せん 定、病虫害防除の徹底)</p> <p>・加工品の製品化によ る付加価値づくり (共 同)</p>	<p>・共販による有利 販売 (イチジク・ ブルーベリー)</p> <p>・一部観光農園方 式の導入</p> <p>・過剰投資になり やすい水稲部門で のライスセン ター、カントリー の活用</p> <p>・研修会等への参 加により、栽培技 術の向上に努め る。</p>	<p>・家族経営協定に 基づく就業環境の 整備</p> <p>・計画的な休日の 導入</p>

農業経営の基本的指標 [果樹②+水稲]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹② (ぶどう) + 水稲	<p>[経営面積]</p> <p>樹園地 100a 水田 500a (うち借地 300a)</p> <p>[作付面積]</p> <p>ぶどう 100a 水稲 500a</p> <p>[農業労働力]</p> <p>基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>[経営の特徴]</p> <p>・ぶどうを基幹として市場出荷と直売を組み合わせた水稲との複合経営</p> <p>[資本装備]</p> <p>スピードスプレイヤー 1台 乗用草刈機 1台 トラクター (30ps) 1台 田植機 (5条) 1台 トラック 1台 モアア 1台 作業舎 20坪 直売所 10坪</p> <p>[土地利用・技術等]</p> <p>・品種構成は巨峰中心に、欧州系も組み合わせる。</p> <p>・土づくりの徹底と高品質生産の徹底</p>	<p>・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費の削減を図る。</p> <p>・減化学肥料及び減農薬に取り組み、エコ農業の実践を図る。</p> <p>・消費者ニーズに対応したブドウ品種の選定</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・直売所の開設期間は補助労働者を確保</p> <p>・家族経営協定に基づく就業環境の整備</p> <p>・計画的な休日の導入</p>

農業経営の基本的指標 [花き（鉢物）]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>花き (鉢物)</p>	<p>[経営面積] 施設 20a (大型鉄骨ハウス)</p> <p>[栽培品目] ポインセチア 20a ベコニア 20a</p> <p>[農業労働力] 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人</p>	<p>[経営の特徴] ・施設の効率的利用の推進</p> <p>[資本装備] 大型鉄骨ハウス 20a (自動灌水兼防除装置、自動換気装置、暖房機、移動ベンチ、低面灌水装置)</p> <p>作業場 1棟 トラック 1台</p> <p>[土地利用・技術等] ・新品種の導入 ・適正な栽培管理 ・先進技術の導入</p>	<p>・戦略的なマーケティングによる販売や共販による有利販売</p> <p>・高品質鉢花の生産と単価高鉢花販売を目指す。</p> <p>・栽培管理日程を作成し、熟練した管理作業による品質向上</p> <p>・施設の減価償却費の軽減と施設利用効率の向上、また所得向上による施設花き経営の安定</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・安定した常時雇用の確保</p> <p>・雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。</p> <p>・家族経営協定に基づく就業環境の整備</p>

農業経営の基本的指標 [花き（切花）]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き (切花)	<p>[経営面積] 施設 30a (大型鉄骨ハウス)</p> <p>[栽培品目] カーネーション 30a</p> <p>[農業労働力] 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人</p>	<p>[経営の特徴] ・施設の効率的利用の推進と所得向上</p> <p>[資本装備] 大型鉄骨ハウス 30a (自動灌水兼防除装置、自動換気装置、暖房機)</p> <p>作業場 1棟 予冷库(2坪) 1基 土壤消毒器 1台 トラック 1台</p> <p>[土地利用・技術等] ・カーネーションの周年栽培</p> <p>・新品種の導入</p> <p>・先進技術の導入</p> <p>・採花本数の向上</p>	<p>・戦略的なマーケティングによる販売や共販による有利販売</p> <p>・高品質鉢花の生産と単価高鉢花販売を目指す。</p> <p>・栽培管理日程を作成し、熟練した管理作業による品質向上</p> <p>・施設の減価償却費の軽減と施設利用効率の向上、また所得向上による施設花き経営の安定</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・安定した常時雇用の確保</p> <p>・雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。</p> <p>・家族経営協定に基づく就業環境の整備</p>

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型の農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは標準的な家族農業経営を想定して主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

なお、労働力構成が異なる場合は、その旨特記しておくことが適当である。

2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提として、その地域において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう、土地利用型から集約的施設型農業経営、さらには複合経営に至るまで多岐にわたるものとするのが望ましい。

[組織経営体] 農業経営の基本的指標 [水稻+普通作]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 普通作 + 作業受託	[経営面積] 水田 5,000a (うち借地 3,500a) [作付面積] 水稻 3,500a 麦類 1,500a 大豆 1,500a 作業受託 水稻 2,500a (3 作業以上・販売名 義・処分権有) [農業労働力] 基幹的専従者 3人	[経営の特徴] ・大規模経営農家3戸を 構成員とした組織経営 ・おおむね1集落内の農 家から農地を委託された 担い手組織 ・機械は過剰投資になら ないよう配慮し、他の組 織やJAと連携した機 械、施設の共同利用の推 進 [資本装備] (大型機械化体系) トラクター(60ps) 2台 トラクター(40ps) 1台 高速施肥田植機(8条) 2台 自脱型コンバイン(5条) 2台 汎用コンバイン 1台 レーザーレベラー 1台 管理ビークル 1台 大豆色選別機 1台 トラック 2台 [土地利用・技術等] ・水稻-麦-大豆の作付 体系によるブロックロー テーションの導入 ・農地を集積し団地化を 図る。	・規模拡大のため、貸し主との良 好な貸借関係の構 築・維持を図る。 ・法人化への移行 を検討する。 ・複式簿記の記帳 と財務管理の徹底 を図る。 ・農作業日誌、青 色申告の実施 ・中間管理事業を 活用した農地の集 積、集約を図る。 ・農繁期のピーク を少なくするため、作業分散を考 慮した作付け計画 を作成する。 ・農機具、施設の 効率的利用や耐用 年数以上の使用に よる減価償却費の 削減を図る。	・農繁期間中は1 日の労働時間を1 0時間以内に止め る。 ・異業種との交流 を積極的に進め、 他産業並みの福祉 対策、文化活動を 推奨する。

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一

体性及び独立性を有するもの。)

- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に稲敷市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、稲敷市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 [水稻+飼料用米]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 飼料用米	[経営面積] 水田 1,500a	[経営の特徴] ・親族からの継承を前提とした水稻の経営	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し主との良好な賃借関係の維持 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施 ・高額な初期投資に対応した資金等の事前準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週1日程度の休暇を取得
	[作付面積] 水稻（主食用米） 900a 水稻（飼料用米） 600a	[主な資本装備] トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 乾燥機 1台		

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 [水稻+普通作]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 普通作 (小麦・大豆)	<p>[経営面積]</p> <p>水田 1,000a</p> <p>[作付面積]</p> <p>水稻 700a 小麦 300a 大豆 200a</p>	<p>[経営の特徴]</p> <p>・親族からの継承を前提とした水稻と普通作の経営</p> <p>・水稻、麦類、大豆等の2年3作体系</p> <p>[主な資本装備]</p> <p>トラクター 1台 コンバイン 1台 汎用型コンバイン 1台 田植機 1台 乾燥機 2台</p> <p>[その他]</p> <p>・飼料用米等の多収性やWCS等の作付を含む</p>	<p>・貸し主との良好な貸借関係の維持</p> <p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・財務分析による経営診断の実施</p> <p>・資金繰り、返済計画の作成と実行</p> <p>・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施</p> <p>・高額な初期投資に対応した資金等の事前準備</p>	<p>・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p> <p>・農繁期においても週1日程度の休暇を取得</p>

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 [露地野菜]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 (かぼちゃ)	<p>[経営面積]</p> <p>畑 150 a (うち施設 20 a)</p> <p>[作付面積]</p> <p>半促成かぼちゃ パイプハウス 20a 露地トンネル 80a 抑成かぼちゃ 50a</p>	<p>[経営の特徴]</p> <p>・適期作業による安定良 品生産の露地野菜</p> <p>[主な資本装備]</p> <p>パイプハウス 2,000 m² トンネル 8,000 m² トラクター 1台 マルチャー 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 洗浄機 1台 作業場 1棟</p>	<p>・貸し主との良好な 賃借関係の維持</p> <p>・複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離を行う</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・財務分析による 経営診断の実施</p> <p>・資金繰り、返済 計画の作成と実行</p> <p>・労働力確保や農 作業環境の改善な ど労務管理の実施</p> <p>・高額な初期投資 に対応した資金等 の事前準備</p>	<p>・農繁期における 臨時雇用者の確保 による過重労働の 防止</p> <p>・農繁期において も週1日程度の休 暇を取得</p>

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 [露地野菜]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 (レンコン)	<p>[経営面積] 水田 50 a</p> <p>[作付面積] レンコン 50a</p>	<p>[経営の特徴] ・レンコン専作経営</p> <p>[主な資本装備] トラクター30ps 1台 水圧掘取機 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し主との良好な賃借関係の維持 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施 ・高額な初期投資に対応した資金等の事前準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週1日程度の休暇を取得

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 [露地野菜]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 (ねぎ)	[経営面積] 普通畑 70a	[経営の特徴] ・適期作業による安定良 品生産の露地野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し主との良好な 賃借関係の維持 ・複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離を行う ・青色申告の実施 ・財務分析による 経営診断の実施 ・資金繰り、返済 計画の作成と実行 ・労働力確保や農 作業環境の改善な ど労務管理の実施 ・高額な初期投資 に対応した資金等 の事前準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における 臨時雇用者の確保 による過重労働の 防止 ・農繁期において も週1日程度の休 暇を取得
	[作付面積] ねぎ 70a	[主な資本装備] トラクター 1台 動力噴霧器 1台 ねぎ簡易移植機 1台 管理機 1台 根葉切り機 1台 ねぎ皮剥ぎ機 1台 軽トラック 1台		

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 [施設野菜]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 (トマト)	[経営面積] 施設 20a	[経営の特徴] ・トマト専作経営	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し主との良好な賃借関係の維持 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施 ・高額な初期投資に対応した資金等の事前準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週1日程度の休暇を取得
	[作付面積] トマト 20a	[主な資本装備] パイプハウス 20a 灌水設備一式 暖房設備一式 トラクター 1台 動力噴霧機 1台		

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 [施設野菜]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 (いちご)	<p>[経営面積] 普通畑 16a (うち施設 16a)</p> <p>[作付面積] いちご 16a</p>	<p>[経営の特徴] ・夜冷育苗, ウォーターカーテンによる促成栽培</p> <p>[主な資本装備] 動力噴霧機 1台 パイプハウス 1,600㎡ ウォーターカーテン 炭酸ガス供給器 トラクター 1台 軽トラック 1台</p> <p>[その他] ポット育苗, 融離ベット育苗等の早出し技術の導入</p>	<p>・貸し主との良好な賃借関係の維持</p> <p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・財務分析による経営診断の実施</p> <p>・資金繰り、返済計画の作成と実行</p> <p>・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施</p> <p>・高額な初期投資に対応した資金等の事前準備</p>	<p>・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p> <p>・農繁期においても週1日程度の休暇を取得</p>

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 [果樹]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 (ブルーベリー)	[経営面積] 樹園地 33a [作付面積] ブルーベリー 33a	[経営の特徴] ・直売(所)主体の果樹経営 [主な資本装備] 多目的防災網 トラクター 1台 動力噴霧機 1台 予冷库 1基 草刈り機 1台 軽トラック 1台	・貸し主との良好な賃借関係の維持 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施 ・高額な初期投資に対応した資金等の事前準備	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週1日程度の休暇を取得

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 [果樹]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 (ぶどう)	<p>[経営面積]</p> <p>樹園地 90a</p> <p>[作付面積]</p> <p>ぶどう</p> <p>雨よけ 70a</p> <p>露地 20a</p>	<p>[経営の特徴]</p> <p>直売(所)主体の果樹経営</p> <p>[主な資本装備]</p> <p>簡易被覆ハウス 70a</p> <p>直売施設検作業所 1棟</p> <p>防除機 1台</p> <p>草刈り機 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し主との良好な賃借関係の維持 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施 ・高額な初期投資に対応した資金等の事前準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週1日程度の休暇を取得

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

稲敷市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、地域農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。加えて、地域の担い手の状況を踏まえ、異業種の企業や地域外の農業法人の参入なども進めることで、本市農業を支える多様な担い手を確保していく。

また、新たに農業を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受入態勢の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

さらに、稲敷市の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一貫して行う。

これらのサポートを一元的に実施できるよう、稲敷市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要なサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担う者として当該者を育成する体制を強化する。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援や県の新規就農関連事業を活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 市及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有

就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては地域農業改良普及センター、農業協同組合等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

稲敷市は地域農業改良普及センターや農業協同組合等と連携して、地域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、関係機関と共有するものとする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
66%	1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の権原に基づく農用地の利用面積及び基幹的農作業受託面積のシェアの目標である。 2. 目標年次はおおむね10年先とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携し地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに担い手への集積を加速させる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

稲敷市は、茨城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、稲敷市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

稲敷市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準
その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業（改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）
に規定する農用地について利用権の設定等を促進する事業）
- ③ 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ その他の農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

特に利用権設定等推進事業及び農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手経営体が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう、優良農地の有効的な活用を推進する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準
その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては市HPへの掲載等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、市、その他の関係者とし、協議の場において地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。農業上の利用が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年行う。

- 2 利用権設定等促進事業（旧基盤強化法に規定する農用地について利用権の設定等を促進する事業）

に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ） 所有権の移転を受ける場合には、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件の他、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧基盤強化法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の

事業を行うと認められること。

イ 稲敷市長への確約書の提出や稲敷市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けられることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 稲敷市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。最終改正令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 稲敷市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期限

- ① 稲敷市は、（5）の申出その他の状況から農用地の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 稲敷市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間の満了後も農用地の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 稲敷市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権の設定等の調整が調ったときは、稲敷市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 稲敷市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 稲敷市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 稲敷市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、稲敷市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 稲敷市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定又は移転に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2及び農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

稲敷市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

稲敷市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を稲敷市の掲示板への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

稲敷市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（１２）紛争の処理

稲敷市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（１３）農用地利用集積計画の取消し等

① 稲敷市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 稲敷市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 稲敷市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を稲敷市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 稲敷市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効果的な利用の確保に努めるものとする。

3 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 稲敷市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う公益社団法人茨城県農林振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 稲敷市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

稲敷市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他の農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。最終改正令和 5 年 4 月 1 日付け 4 経営第 3216 号。以下「基本要綱」という。)参考様式第 6-1 号の認定申請書を稲敷市に提出して、農用地利用規程について稲敷市の認定を受けることができる。
- ② 稲敷市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 稲敷市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を稲敷市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号)第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する

る事項

- ③ 稲敷市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導及び援助

① 稲敷市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努める。

② 稲敷市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導及び助言を求めてきたときは、稲敷市地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

- 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて農業支援サービス事業者による農作業受委託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

稲敷市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託あっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

稲敷市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 稲敷市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、コントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 稲敷市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用の集積、連坦化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- ウ 稲敷市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

稲敷市は、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、稲敷市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月5日から施行する。

別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤強化法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧基盤強化法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合。

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

と。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は、原則3年又は6年（農業者年金制度及び農地中間管理事業の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、3年又は6年とすることが相当でない認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>

③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき稲敷市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
I の①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>

③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸與人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれの近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>
③ 所有権の移転の時期	
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>	